

四條畷市における補助金制度 の今後の在り方について（報告）

平成30年3月

四條畷市補助金制度在り方検討会

I はじめに

補助金とは本来、市民及び団体等に対し財政的な支援を行うことにより、広く公益を実現するためのものであり、それに係る制度に関しては、適正な執行や透明性の確保等が社会的に強く求められており、国及び地方自治体においてはその在り方に関し、順次見直し等が進められています。

しかし、社会を取り巻く環境が変化するなか、公共性・公益性を支える主体が、従前の国及び地方自治体だけでなく、市民及び団体等へと広がりを見せており、各主体間での協働を推進する観点からも、協働の一形態である補助についてその在り方を再考する必要が生じています。

四條畷市（以下「本市」という。）においても、「四條畷市みんなでつくる協働のまちづくり指針」を策定し、公益の実現に向け種々の取組みが進められてきたところです。

上記の指針を踏まえ、さらに協働を加速化させていくためには、それに関する本市の補助金制度において、適正執行の担保及び透明性の確保はもとより、より効率的かつ効果的で、複雑多様化する市民ニーズに対応したものとなるよう在り方の検討が必要との考えのもと、平成29年6月に、客觀性と公平性の確保を趣旨に外部有識者を主な構成員とし、本市補助金を包括的に検討する組織、四條畷市補助金制度在り方検討会（以下「検討会」という。）が設置されました。

私たち検討会では、これを受けて同年9月の検討開始以降、計5回にわたり、四條畷市の補助金の在り方について、俯瞰的な検討を行いました。

私たちの任務は、四條畷市補助金制度在り方検討会条例第2条で規定する

- (1) 市民の需要に応じた補助金の制度の在り方を検討すること。
- (2) 補助金の制度の適正な運用に関し必要な事項を調査すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の制度及びその運用に関し必要な事項を調査審議すること。

であり、平成29年度においては、特に

- (1) 協働のまちづくりの推進に向けた補助金在り方の方向性を見い出すこと。
- (2) 既存の補助金をもとに、補助金制度の課題を包括的に把握すること。

に主眼を置き、議論を重ねてきました。

今般、これまでの検討結果について、以下のとおり一定の取りまとめを行いましたので、ここに報告いたします。

II 補助金制度の在り方検討の観点

本市において、補助金の在り方の検討の観点は、大きく次の2点にあるものと考えています。

第1は、地域の課題に対応して、市民、行政協働により良いまちづくりを進められるものであるという点です。

本市においては、行政各分野において、市民及び団体との協働が行われてきていますが、社会・経済情勢の変化や行政に対するニーズの多様化に伴い、これらの主体間での協働によるまちづくりをどのように進めていくかについても、今後の市民主体のまちづくりを進めるうえでの大きな課題の一つとなっています。

本市の補助金制度も、こうした状況に対応すべく、市民及び団体の発意、発想や自発性を活かせるものへと変革しなければならないと考えます。

第2は、補助金の効果検証の点です。

補助金については、上述のとおり適正執行の担保及び透明性の確保といった部分はもとより、より効率的かつ効果的で、複雑多様化する市民ニーズにも対応しうるものでなければなりませんが、現行の補助金制度のなかには、こうした社会の変化に充分対応できていないものも見受けられるよう思います。

加えて、補助金の基本的原資が、市民からの税金であることを考慮すれば、自治体は説明責任を果たすうえで、今まで以上に、補助金の効果検証が求められる状況であり、こうした観点からの補助金の在り方検討が必要と考えます。

III 補助金の現状と課題

私たちは、これまで既存の補助金について、内容を概要的に把握しながら、主に、下記①～⑤の視点に立ち、検討を進めてきました。

- ①補助内容の妥当性
- ②補助形態の妥当性
- ③補助実施の公平性
- ④政策的妥当性
- ⑤補助の効果

調査を進めるなか、浮かび上がった主な課題としては、

- a 補助実績がほとんど無いなど、時流に合ったとは言えないケースが見受けられる。
- b 特に、イベント系に対する補助について、補助金額算定基準が明確でな

い。

- c 補助金の使途が包括的であるため、事業費補助なのか、団体運営補助なのか明確さに欠けるケースが見受けられる。
 - d 現状として、補助なのか、委託なのか、明確さに欠けるケースが見受けられる。
 - e 補助制度自体がある程度固定化されており、団体等による新たな提案に対応することが難しい状況にある。
 - f 補助対象者が固定化し、既得権益化が懸念されるケースが見受けられる。
 - g 補助対象団体に関する事務を行政職員が担っているケースが見受けられる。
 - h 補助主体である市の政策的意図が明確でないケースが見受けられる。
 - i 補助の時限性が無いなどにより、事業実施に係る効果検証が、役割分担や負担割合の部分を含め、明確さに欠け、不充分なケースが見受けられる。
- などが挙げられました。

IV 今後の補助金の在り方検討にあたっての必要な視点

これら本市補助金の課題の把握と整理を行うなかで、補助金として本来求められる以下のような原則に立ち返り、今後検討を進めていく必要があるものと考えます。

(1) 公公平性・透明性の原則

補助対象は広く門戸が開かれていることが望ましく、機会均等の観点が重要と考える。

また、分野等（応募主体）を特定する場合は、納得性に基づく説明責任が生じる。

加えて、事業の採択にあたっては、恣意的な選考を行ってはならない。

取組み例として、

①今後新たな補助制度を創設する場合は、原則として公募を行うこととする。

②補助対象者の決定に際しては、公平な基準を設け、それに基づいた選考を行う。

などが考えられる。

(2) 事業費補助の原則

団体等への補助は、事業費補助が原則であり、団体運営に対する補

助は、公益的事業を行うにあたって、当該団体の存続に相当の必要性が認められる場合に、例外的に行われるものであり、この場合においても、適正な額の補助を行うべきである。

取組み例として、

- ①運営費補助を行う場合は、当該団体の収支決算書を毎年度確認し、適正な額の補助を行う。
- などが考えられる。

(3) 自立性の原則

補助にあたっては、補助対象者の財務状況を勘案するとともに、長期的な補助は、行政に対する依存心に繋がる可能性があることから、団体の自立性を阻害しないような関係性の構築が必要である。

(4) 補助・委託等明確化の原則

補助と委託の区分の明確化を図る。本来行政が行うべきことを、団体側に委ねる場合は、補助ではなく委託方式を探ることが望ましい。取組み例として、

- ①補助の趣旨に応じて、補助と委託を適切に区分できるよう整理を図る。
- などが考えられる。

(5) 政策との整合性の原則

補助金制度の運用にあたっては、明確なビジョンが必要であり、政策上の課題解決に寄与するものでなければならないと考える。

(6) 創意工夫の原則

公益の実現に向け、新たな担い手による創意工夫を活かせる仕組みが必要と考える。

また、事業内容によっては、必要な材料の直接的な支給を検討する等、公益の実現に向け補助や委託のみに囚われない方策を考慮すべきである。

取組み例として、

- ①補助制度の効果検証時や新たな補助制度の創設に際しては、公益を実現するための新たな取組みや工夫を評価基準として加える。
- などが考えられる。

(7) 効果検証の原則

公共的、公益的な観点で事業の必要性を判断すべきであり、事業の性質に応じて、補助対象となる事業に時限性を担保したり、申請時において、事業効果の目標を数値化する等の取組みが必要と考える。

(8) 適正な執行管理の原則

協働の観点のもと、事務事業の適正な執行に向け、事業の進捗や予算の執行状況を双方で確認し合意できる仕組みが必要である。また、補助金を一元的に管理する組織についても設置を検討すべきと考える。

取組み例として、

①所管事務の枠組みにとらわれない、補助事業の内容全般についてのチェックを行う専門部署の設置や補助事業の進捗を団体と行政相互に確認する第三者組織等の設置について検討する。
などが考えられる。

V 補助金在り方検討の今後の方向性

上記Ⅲの現状と課題、上記Ⅳの今後の在り方検討にあたっての視点を踏まえ、先ずは、以下の項目から取り組んでいくべきものと考えます。

- 1 既存の補助制度を活用している団体も含め、様々な団体等が、協働のまちづくりと公益の実現に向け、機会均等を確保しつつ、事業提案及び活動ができる新たな補助制度の枠組みの構築と実施に向け、検討を進める。
- 2 上記1により新たな補助制度の創設後においては、既存の補助金について、今年度においては概要的に捉えたところであるが、補助、委託の適正化の部分も含め、個々にその在り方の検討を進める。
- 3 将来的には、補助金事業の選定についても、行政・市民協働で取り組める仕組みづくりが望まれる。
- 4 中長期的には、クラウドファンディング等の情報の収集や提供及び活用を考慮する他、補助金以外の様々な資金調達をも視野に入れた先進的な仕組みづくりに向け、研究していく。

四條畷市補助金制度在り方検討会条例

(設置)

第1条 補助金の予算に係る執行の適正化及び透明性を確保し、効率的な財政運営を図るとともに、市民の多様化する需要に応じた補助金の制度の在り方を検討するため、四條畷市補助金制度在り方検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 市民の需要に応じた補助金の制度の在り方を検討すること。
- (2) 補助金の制度の適正な運用に関し必要な事項を調査すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の制度及びその運用に関し必要な事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 検討会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 行政経験を有する者
- (3) 本市職員のうち市政全般にわたる総合調整を担う職にある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員は、当該諮問に係る事務が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

四條畷市旅館等建築審査会委員	日額	7,500
----------------	----	-------

四條畷市旅館等建築審査会委員	日額	7,500
四條畷市補助金制度在り方検討会委員長	日額	8,500
四條畷市補助金制度在り方検討会副委員長	日額	8,000
四條畷市補助金制度在り方検討会委員	日額	7,500

を

に改める。

四條畷市補助金制度在り方検討会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市補助金制度在り方検討会条例（平成29年条例第13号）第5条の規定に基づき、四條畷市補助金制度在り方検討会（以下「検討会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 検討会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 検討会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の議事に關係のある者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第4条 検討会の庶務は、市民生活部地域協働課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「四條畷市補助金制度在り方検討会」開催経過

	開催日	主な内容	場所
第1回	平成29年9月29日	委嘱状の交付 自己紹介 趣旨等の説明 委員長及び副委員長の選出 今後の取組み方等の協議	四條畷市役所 202会議室
第2回	平成29年11月15日	補助金制度の課題等に係る意見交換	四條畷市役所 ミーティングルーム
第3回	平成29年12月19日	報告書（草案）の内容検討	四條畷市役所 ミーティングルーム
第4回	平成30年1月24日	報告書（原案）の内容検討	四條畷市役所 ミーティングルーム
第5回	平成30年3月26日	報告書の提出	四條畷市役所 ミーティングルーム

四條畷市補助金制度在り方検討会委員名簿

	氏名	ふりがな	備考
委員長	辻 寿一	つじ としかず	大阪樟蔭女子大学 学芸学部 教授
副委員長	施 治安	せ はるやす	株式会社 遊企画 取締役会長 大阪を変える100人会議 特別顧問
委員	坂本 好司	さかもと よしじ	元生駒市職員 (理事)
委員	増田 拓也	ますだ たくや	色川法律事務所 弁護士
委員	藤岡 靖幸	ふじおか やすゆき	四條畷市職員 (調整監)

